

那覇港湾代替施設建設事業における防波堤の実施設計業務に係る協定

防衛省地方協力局長、国土交通省港湾局長並びに内閣府沖縄振興局長及び沖縄総合事務局長は、那覇港湾代替施設建設事業における防波堤の実施設計業務（以下「実施設計業務」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 実施設計業務の対象施設は、別紙に掲げる対象施設とする。

第2条 防衛省は、実施設計業務に係る予算措置を行うものとする。

第3条 防衛省は、実施設計業務に係る支出に関する事務を内閣府沖縄総合事務局へ委任するものとする。

第4条 防衛省は、対象施設の整備が那覇港湾代替施設建設事業全体の事業費及び工期と密接に関係することを踏まえ、那覇港湾施設の早期の移設を実現するため、内閣府沖縄総合事務局が行う実施設計業務に参画しつつ、必要な協力を行うものとする。

第5条 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局は、防衛省が行う基本設計業務に参画しつつ、必要な協力を行うものとする。

第6条 防衛省、国土交通省及び内閣府は、内閣府沖縄総合事務局が実施設計業務を行い、国土交通省がその指揮監督を行うための体制の確保に必要な協力を可能な範囲で行うものとする。

第7条 防衛省、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局は、対象施設の工事に向けて相互に協力し、必要な調整を進めるものとする。

第8条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて別途協議して定めるものとする。

令和6年3月29日

防衛省地方協力局長

大和 太郎
(公印省略)

国土交通省港湾局長

稲田 雅裕
(公印省略)

内閣府沖縄振興局長

望月 明雄
(公印省略)

内閣府沖縄総合事務局長

三浦 健太郎
(公印省略)

那覇港湾代替施設建設事業における実施設計業務に係る協定の対象施設

対象施設		防衛省から内閣府沖縄総合事務局へ支出委任するもの（実施設計業務）	備考
1	浦添第1防波堤	○	那覇市側の延伸部及び浦添市側の延伸部（拡大版配置図のうち赤枠白抜き箇所）は含まない。
2	浦添第2防波堤	○	

対象施設の配置図

